

第1章 地域防災計画の目的及び位置付け

第1節 計画の目的

川辺町地域防災計画は、災害予防から、災害警戒・応急対応、災害復旧・復興等、防災・減災に資する対策を取りまとめるとともに、当該対策における川辺町、関係機関、町民・事業所の役割・義務を定めた総合的かつ基本的な計画です。

川辺町においては、本計画を町、関係機関、町民等が協働して、適切かつ適時に実施することにより、防災の万全を期すとともに、災害から町民や来訪者の生命、身体及び財産を保護し、災害に起因する被害を最小化することを目指します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び川辺町防災会議条例（昭和37年12月22日、条例第49号）第2条の規定に基づいて、川辺町防災会議が作成したものです。なお、計画の策定にあたっては、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画、岐阜県地域防災計画との整合を図っています。

- | | | | |
|--------------------------------|-----|-----|-----------|
| ◇川辺町防災会議条例（昭和37年12月22日、条例第49号） | 資料集 | 資料編 | S11-02-01 |
| ◇川辺町防災会議委員 | 資料集 | 資料編 | S11-02-02 |

第3節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画や県の地域防災計画に修正があった場合、町の組織・体制に変更があった場合といった計画の前提条件に大きな変化があった場合等、必要に応じて修正するものとします。

各関係機関は、関係のある事項について計画の修正が必要と認められる場合、川辺町防災会議に計画修正案を提出するものとします。

第4節 計画の周知

本計画は、川辺町職員及び防災関係機関、町民等に周知徹底するものとします。

第2章 地域防災計画の策定方針

第1節 計画書の使い方

今回、川辺町地域防災計画を改訂するにあたっては、川辺町職員だけでなく、町民や町内に立地する事業所の方々も広く計画書の読者として想定しました。そのため、本編の内容は、できるだけ簡潔に記すとともに、わかりやすい表現を採用しました。

川辺町の職員には、常日頃から防災・減災対策を計画的に推進するとともに、多岐にわたる災害対応の枠組みや全体像を理解・把握したり、訓練を繰り返し実施したりして、災害時において、迅速かつ的確に対応できることが強く求められています。具体的な対応や基準、個別の活動内容等は資料編に取りまとめています。併せて参照してください。

町民や事業所の方々には、この計画書を通して、町の災害に対する備えや警戒・応急対応時の活動の仕組みに対して理解が深まることを期待しています。とりわけ大規模災害では、町民や自主防災組織、事業所の自主的行動が不可欠となります。防災のための計画や、災害時の行政の対応を理解いただいたうえで、家庭や事業所、地域において、災害への備えや具体的な対策を検討いただければ幸いです。

また、本計画の改訂を契機に、川辺町、関係機関、町民・事業所の連携・協力、役割分担のあり方についての考えを深めたり、防災に関する意識を高めたりして、より効果的・効率的な態勢の構築を図っていくことが肝要であると考えています。

第2節 計画の基本方針

本計画では、以下の内容を基本方針とします。

- 災害予防、災害への警戒、災害応急対策（避難、消火、救難、救助、衛生等）、災害復旧・復興について、各事項別に計画を策定します。
- 地域防災計画において、川辺町、関係機関、町民・事業所が担うべき役割や義務、連携・協力のあり方について、その基本指針を示します。
- 大規模な災害が生じた場合でも、十分に対応できる計画とします。
- 災害時要援護者（一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者、特別な医療を必要とする在宅療養者、外国人、乳幼児等）に対する優先的な救援・救助対策をはじめ、特殊な配慮を必要とする対策についても、その内容を示します。
- 防災現場における女性の参画拡大等、男女共同参画の視点にも配慮した計画とします。

第3節 対象とする災害の範囲

この計画において対象とする災害の範囲は、以下のとおりです。

■自然災害

- 風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水等）
- 土砂災害（土石流、がけ崩れ等）
- 地震災害（直下型、海溝型等）

■事故災害

- 突発的事故（航空機事故、鉄道事故、道路事故等）
- 大規模火災（大規模工場等火災・爆発事故、大規模林野火災等）
- 放射性物質・原子力災害

第4節 計画の構成

この計画の構成は、以下に示すとおりです。「総則編」「災害予防編」「災害警戒・対策編」「災害復旧・復興編」の4編からなる本編と資料集から構成されています。

川辺町地域防災計画（本編）

総則編

災害予防編

災害警戒・対策編

災害復旧・復興編

資料集

はじめに

災害対応マニュアル編

資料編

様式編

第3章 計画の前提条件

第1節 川辺町の概況

【位置・面積】

川辺町は、濃尾平野の北端に位置するとともに、岐阜県南部、美濃地方のほぼ中央にあり、美濃加茂市、七宗町、八百津町に隣接しています。また、県庁所在地である岐阜市の中心部へは約30km、中部経済圏の中心である名古屋市中心部へは約40kmの距離に位置しています。面積は41.18km²で、町域は東西3.7km、南北10.3kmにわたって広がっています。

川辺町の位置



【地形・地勢】

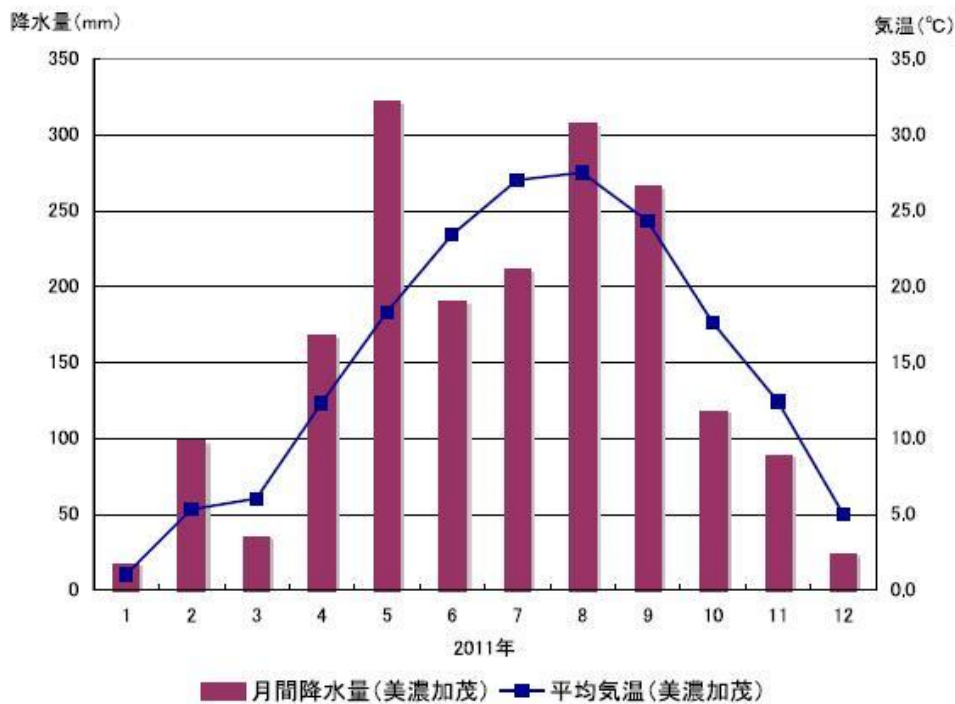
川辺町は、町の中央部を南北に飛驒川が流れています。川辺ダム湖を中心として、その両岸に位置する標高100m前後の河岸段丘上の平地に、宅地や農地が広がっています。

町域は、東西方向に、概ねV字型の地形となっています。北西部、東部は主に山地で、300～400mの山峰が連なり、町域の70%以上を山林（保安林を含む）が占めています。全般に北部の海拔が高く、南に向かって次第に高度が低下する地勢で、海拔の最高地は633m、最低地は70mとなっています。

【気象】

川辺町は、太平洋式気候に属し、夏は南東の季節風によって温暖多湿です。冬は、北西の季節風が吹きますが、町の北部に山地があることから、その影響はあまり見られません。降水量は年間1,900mm程度（平成18～23年の平均値）、降雪量は県内でも少ない地域であり、交通への影響もほとんどありません。気象による災害は、過去においては台風等を除いてまれであり、比較的平穏な地域です。しかし、近年局地的豪雨や竜巻等による被害が全国各地で多く見受けられるため川辺町においても注意が必要となっています。

月間降水量と平均気温（2011年）



出典：気象庁ウェブサイト

第2節 社会的条件

【人口】

人口は、平成25年4月1日現在、10,697人うち外国人149人で、平成17年以降、微減傾向となっており、今後もこの傾向は継続すると考えられます。また、老年人口比率の増加が予測されており、防災面からも重要な課題のひとつとなっています。

【交通】

① 道路

- ・広域基幹道路網としては、東海環状自動車道が整備され、川辺町の南端を通過しています。川辺町中心部から最も近い美濃加茂ICまで、国道41号バイパス経由で約5分であり、東濃、三河方面へのアクセス向上に貢献するとともに、土岐JCTにおいて中央自動車道と接続しています。
- ・広域幹線道路としては、飛騨川沿いを南北に通過する国道41号と、町域を東西に横断する国道418号があげられます。国道41号は、下呂市、白川町方面から川辺町を通過し、美濃加茂市、小牧市、名古屋市方面を結んでいます。平成21年に、美濃加茂市太田町と加茂郡川辺町石神とを結ぶ国道41号美濃加茂バイパスが全線開通したことから、岐阜市や名古屋市方面のアクセスが一段と向上しました。東名高速道路の終点にも当る小牧ICまでは、国道41号経由で約50分、名古屋市までは約1時間20分です。一方、国道418号は、東は八百津町方面、西は美濃加茂市や関市方面を結んでおり、これらの地域へのアクセスに利用されています。

② 鉄道

- ・JR高山本線が、飛騨川や国道41号と並行して走っています。町内には、中川辺駅と下麻生駅の2駅があり、貴重な公共交通手段として通勤・通学等に利用されています。中川辺駅・岐阜駅間は普通列車で約1時間、中川辺駅・名古屋駅間（岐阜駅経由、岐阜駅・名古屋駅間はJR東海道本線を利用）は約1時間30分となっています。

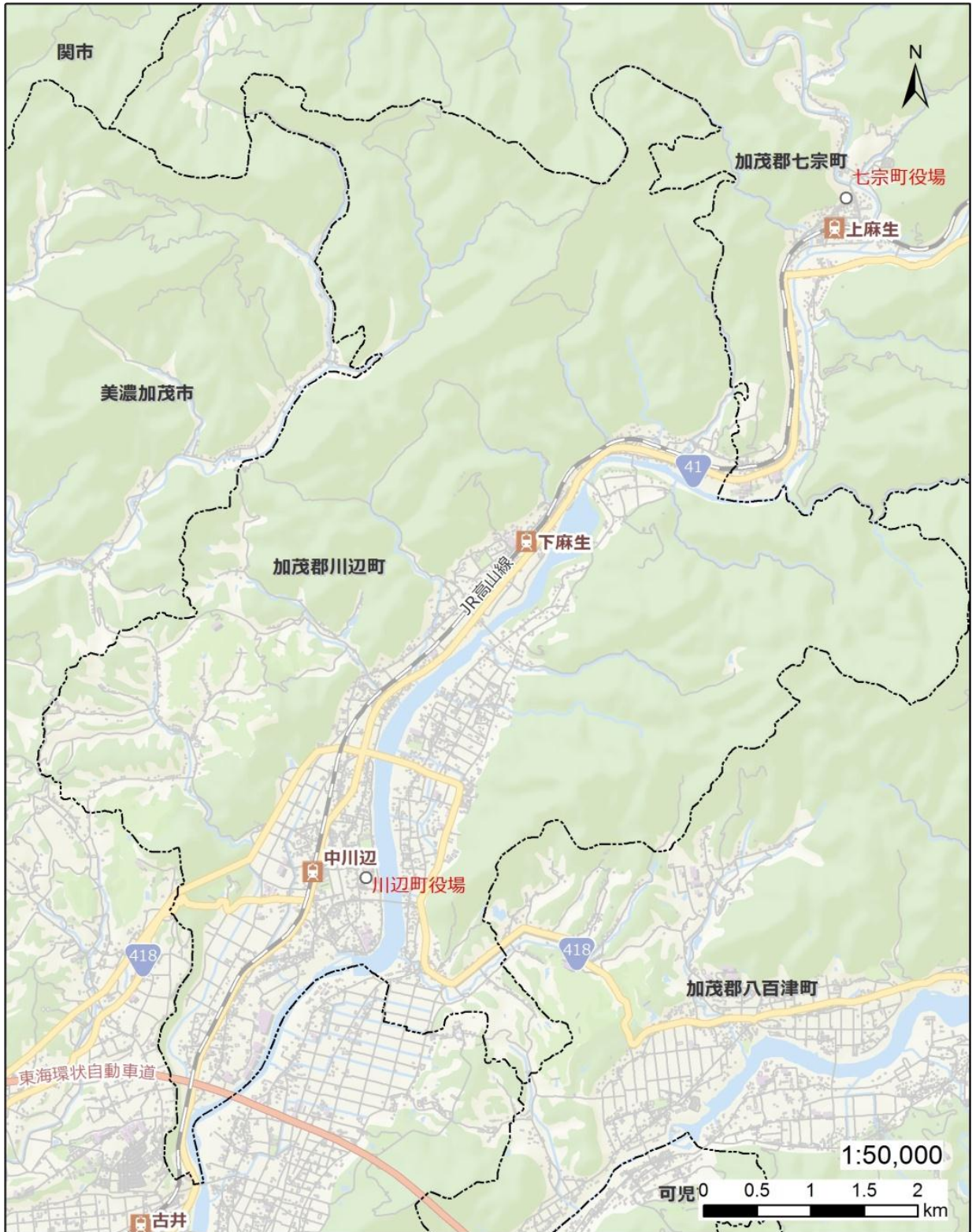
③ バス

- ・バス会社等による定期路線バスは、現在、運行されていません。
- ・川辺町社会福祉協議会によって無料の福祉バスが運行され、町内の主要施設を結んでいます。

④ 町内アクセス

- ・川辺町は、中央を流れる飛騨川によって町域が大きく二分されていることから、飛騨川に架けられた4本の橋（山川橋、新山川橋、川辺大橋、飛騨川橋）が、町民の生活や交流を支える重要な役割を果たしています。そのため、これら橋梁の耐震化の推進や維持・管理に努めて行く必要があります。

川辺町全域図



【風水害】

川辺町は、飛騨川が中心を流れることからその支流河川が多く、回数はそれほど多くはないものの、これまでも水害が発生し、被害が生じています。古くは、寛政10年(1798年)の飛騨川の大水により下麻生地区、西栃井地区が被害を受けたという記録が残っています。

近年の大きな風水害としては、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風があげられます。死者はなかったものの、重傷者を含む負傷者8名、家屋等の全壊81戸、半壊71戸、床下浸水120戸に加えて、田畑や道路の被害も大きく、災害救助法が適用されました。

また、「飛騨川バス転落事故」を引き起こした昭和43年(1968年)8月17日の豪雨災害は、重傷者を含む負傷者7名、家屋等の全壊流失23戸、半壊20戸、床上浸水134戸、床下浸水638戸のほか、田畑、道路、林道もその機能を全く失う等、川辺町にとって、戦後最大規模の災害となりました。

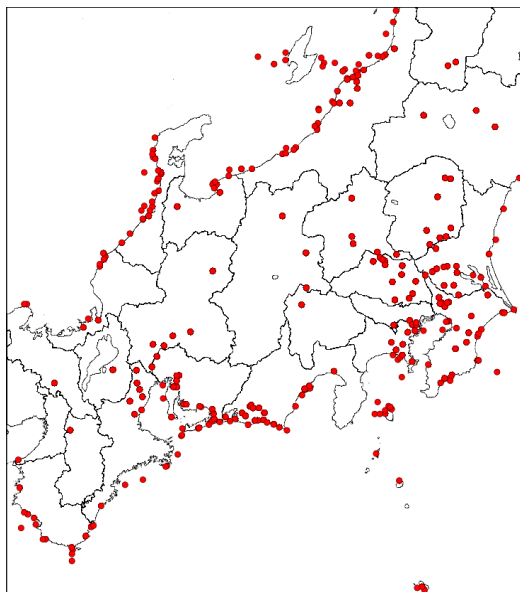
現在は、河川改修等が施されていますが、過去の大雨により、下麻生、上川辺地内の中小河川をはじめ、鹿塩から下川辺地内を流れる雄鳥川、下飯田地内の飯田川、比久見地内の寺洞川、坂之洞川、下吉田地内の尾賀野川などの流域で土砂の流出や道路、橋梁、耕地の流埋没等の水害が発生しており注意が必要です。

さらに、竜巻等の激しい突風による災害についてもその特性の理解や対策が必要となっています。竜巻等は一年を通じて、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生することが多く、台風シーズンの9月～10月に発生が最も多く確認されています。また、竜巻等は日本のどこでも発生する可能性があり、岐阜県内においても平成3年(1991年)～24年(2012年)までに4回の発生が確認されています。最近では、平成25年8月に美濃加茂市内でダウンバーストと呼ばれる突風が発生し建物等が被災しました。

◇川辺町および周辺地域の災害履歴

資料集 資料編 S13-03-01

竜巻分布図（関東・中部：1961年～2012年） 気象庁作成（2013/5/13）

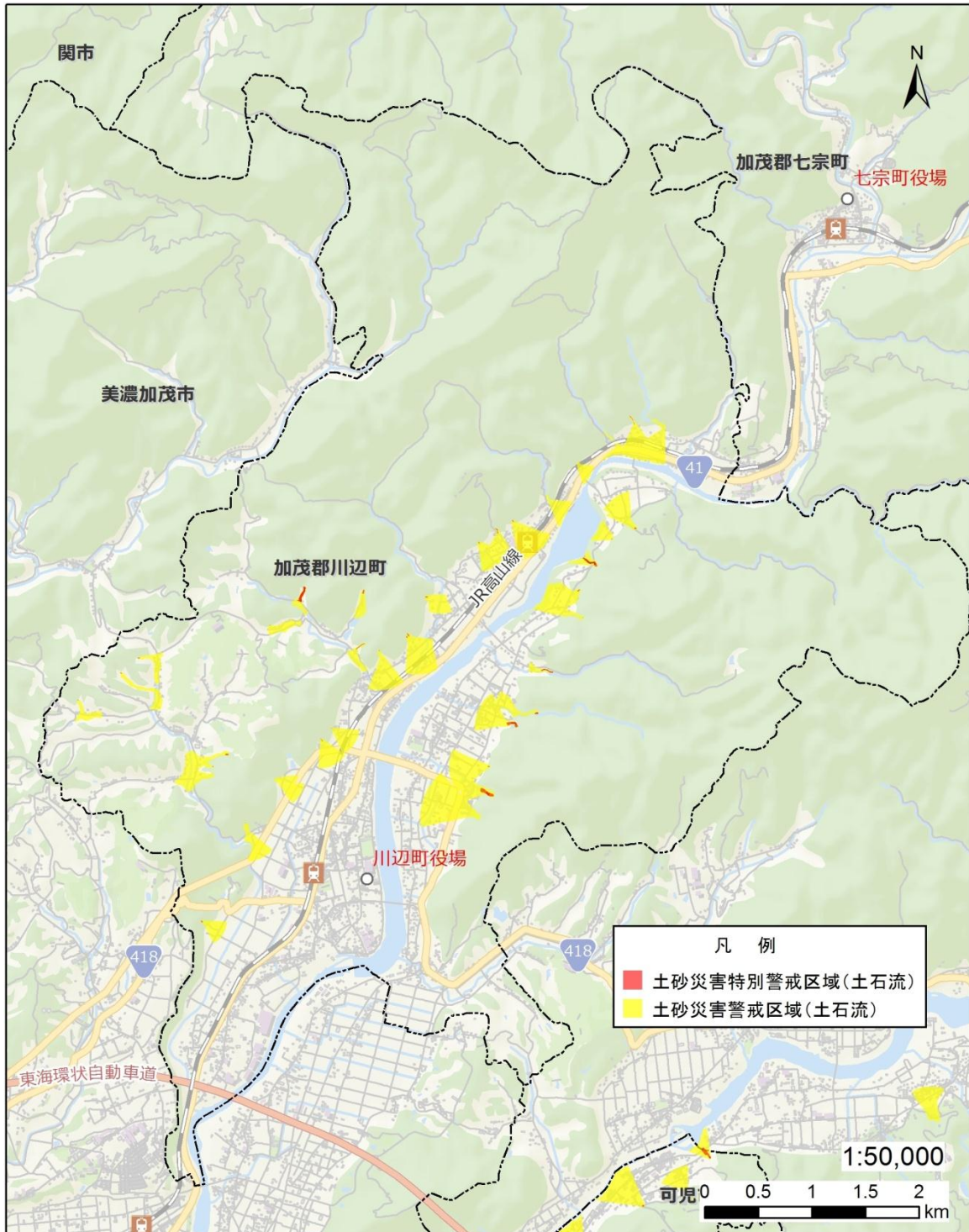


出典：気象庁ウェブサイト

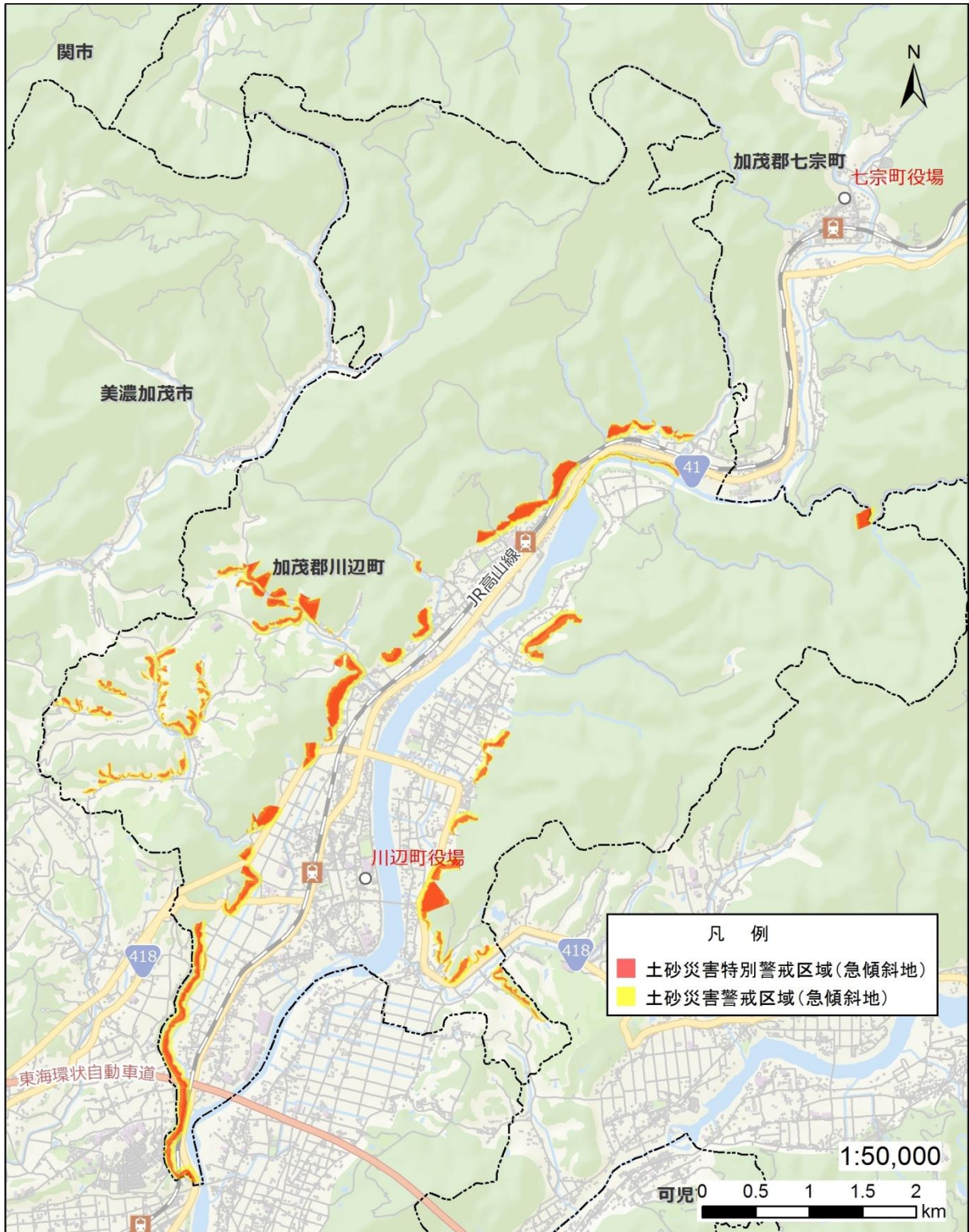
【土砂災害】

土砂災害とは、台風や集中豪雨、地震等が原因となって、山肌やがけが崩れ、土砂・石混じりの水が流れ出す自然災害を指します。主要な土砂災害としては「土石流」「がけ崩れ」「地すべり」があげられますが、川辺町では、特に「土石流」と「がけ崩れ」に注意する必要があります。過去にも、雨による地盤のゆるみによって山地斜面が崩壊する等の土砂災害が発生しています。

川辺町の土砂災害警戒区域（土石流）



川辺町の土砂災害警戒区域（急傾斜地）



【地震災害】

① 震度・P L 値の予測

地震災害は、主に活断層による「直下型地震」と「南海トラフ等海溝型地震」の被害が予想されます。

川辺町直下では、これまでのところ活断層は確認されていませんが、周辺には阿寺断層帯や濃尾断層帯といった活断層が存在しており、過去にはこれらの活断層の活動が原因と考えられる地震が起こっています。このうち阿寺断層については、東北地方太平洋沖地震の影響による誘発地震の危険性も指摘されています。

海溝型地震としては、四国から東海にかけての海域を震源とする南海トラフ巨大地震の発生が予測されています。これらに対する備えも必要となっています。

南海トラフ巨大地震の震度分布予測とP L 値（液状化指数）予測は次頁に示すように、町南部及び飛騨川沿い地域で震度6弱と予想されています。

② 被害想定

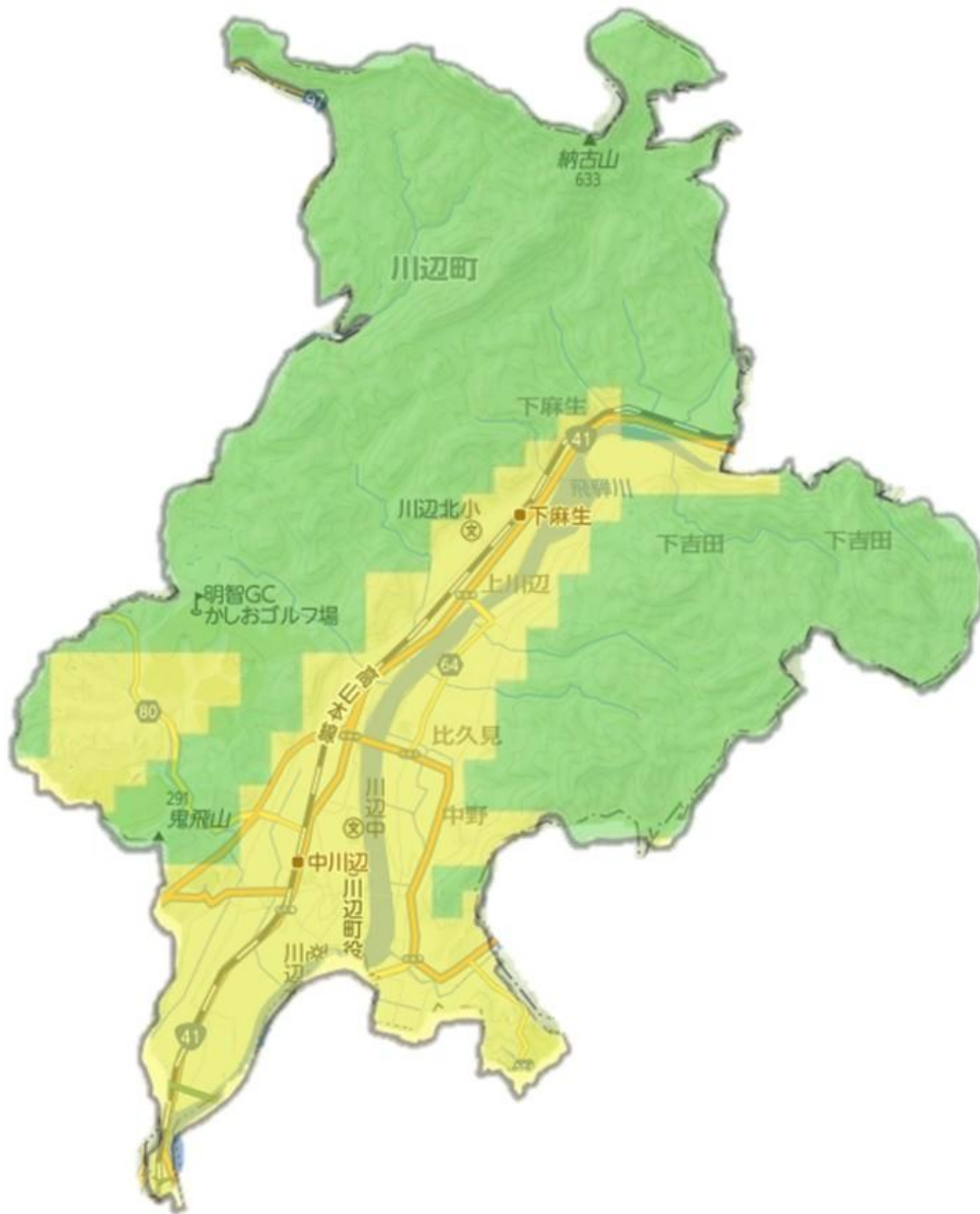
岐阜県による想定地震の震度・建物被害・人的被害・火災・避難者・帰宅困難者は下表のとおりです。

被害想定（川辺町）－岐阜県作成（平成25年2月9日発表）

想定項目			南海トラフ	養老-桑名-四日市断層帯地震	阿寺断層系地震	跡津川断層地震	高山・大原断層帯地震	
震度	最小		5.41	4.90	4.97	4.64	4.79	
	最大		5.66	5.48	5.20	5.20	5.08	
建物被害（棟）	揺れ	全壊	17	0	0	0	0	
		半壊	248	73	54	34	17	
	液状化	全壊	14	1	0	0	0	
		半壊	21	1	0	0	0	
	合計	全壊	30	1	0	0	0	
		半壊	269	75	54	34	17	
人的被害（人）	死者	発生時間	午前5時	1	0	0	0	0
			午後12時	0	0	0	0	0
			午後6時	1	0	0	0	0
	負傷者数	発生時間	午前5時	55	15	11	7	4
			午後12時	35	11	8	5	3
			午後6時	33	10	7	5	3
	重症者数	発生時間	午前5時	2	0	0	0	0
			午後12時	2	0	0	0	0
			午後6時	2	0	0	0	0
	要救出者数	発生時間	午前5時	3	0	0	0	0
			午後12時	2	0	0	0	0
			午後6時	2	0	0	0	0
火災（件）	炎上出火件数（午後6時）		0	0	0	0	0	
	残火災件数（午後6時）		0	0	0	0	0	
	焼失棟数（午後6時）		1	0	0	0	0	
避難者等	避難者数（建物被害及び焼失）		274	64	45	28	15	
	帰宅困難者数（午後6時）		10					

※数値は四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

◇東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果 資料集 資料編 S13-03-02







震度と揺れ等の状況(概要)

凡例	震度階級	計測震度	被害想定
	震度7	6.5以上	自分の意思で行動できません。大きな地割れや地すべり、山崩れが発生します。耐震性の低い木造建物は倒れるものがさらに多くなります。高い木造建物でも傾くことがあります。
	震度6強	6.0以上 6.5未満	立ってられず、はわないと動くことができません。重い家具もほとんど倒れます。耐震性の低い木造建物は倒れるものが多くなります。地割れや山崩れが発生することもあります。
	震度6弱	5.5以上 6.0未満	立っていることが難しく、壁のタイルや窓ガラスが割れ、ドアが開かなくなります。耐震性の低い木造建物が傾いたり倒れるものもあります。
	震度5強	5.0以上 5.5未満	物につかまらなると歩くことが難しくなります。タンスなど重い家具が倒れたり、外では補強していないブロック塀が崩れることがあります。
	震度5弱	4.5以上 5.0未満	大半の人が恐怖を覚えます。棚にある食器類や本が落ちることがあります。固定していない家具が移動したり倒れることがあります。

南海トラフ巨大地震のPL値分布予測



PL値と液状化の可能性

凡例	PL値	摘要
	PL > 15.0	液状化発生の可能性が高い。
	5.0 < PL ≤ 15.0	液状化発生の可能性がある。
	0 < PL ≤ 5.0	液状化発生の可能性が低い。
	PL = 0.0	液状化発生の可能性がない、あるいは極めて低い。

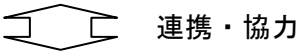
◇東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果

資料集 資料編 S11-02-01

第4章 町・関係機関の業務大綱及び町民・事業所等の役割

第1節 町・関係機関の業務大綱

災害予防、災害警戒・対策及び災害復旧対策は、川辺町を中心として、以下に示す関係機関と連携・協力して実施します。

川辺町	
	
消防機関	可茂消防事務組合、川辺町消防団
県の機関	可茂土木事務所、中濃振興局、加茂警察署、中濃保健所、中濃建築事務所、可茂農林事務所
指定地方行政機関	東海財務局岐阜財務事務所、東海農政局岐阜農政事務所、岐阜地方気象台、中部地方整備局岐阜国道事務所、木曾川上流河川事務所
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊、航空自衛隊(岐阜基地、小牧基地)
指定公共機関	西日本電信電話(株)岐阜支店、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ東海、KDDI(株)、日本赤十字社岐阜県支部(川辺町分区)、中部電力(株)加茂営業所、日本放送協会岐阜放送局、日本郵政グループ東海支社・川辺郵便局・川辺麻生郵便局、東海旅客鉄道株式会社(JR東海)美濃太田駅
指定地方公共機関	(社)岐阜県エルピーガス協会、日本水道協会岐阜県支部、岐阜県下水道協会
公共的団体等	加茂医師会、加茂歯科医師会、岐阜県薬剤師会加茂支部、岐阜県医薬品小売商業組合、めぐみの農業協同組合川辺支店、加茂管工協同組合、可茂森林組合、川辺町社会福祉協議会、川辺町商工会、可茂衛生施設利用組合、可茂建設業協会、岐阜県建築工業会、中部ケーブルネットワーク(株)、FMらら

◇関連業者との災害支援協定

資料集 資料編 S31-06-08

第2節 町民・自主防災組織・事業所の役割

大規模な災害により、川辺町において大きな被害が発生した場合、災害応急対策や全ての救助活動を、役場や消防、警察等の行政機関（公助）だけで対応するのは、困難となる場合が考えられます。川辺町は、職員数が約100名で、役場の態勢が小規模であることから、その対応にも自ずと限界があり、それを待ってはいは手遅れになる場合も考えられます。そのため、救急・救助・消火や避難等、非常時の応急活動については、町民や自主防災組織、事業所の自主的行動（自助、共助）が不可欠となります。

町民は、平素から災害への備えをしたり、防災に関する知識を蓄えたりするとともに、お互いにコミュニケーションを図り、自主防災組織を設立するなど、いつでも助け合える体制を整備しておくことが大切です。大規模災害（特に地震災害）の発生当日における応急活動への貢献割合は、一般に、『自助：共助：公助＝7：2：1』とされています。災害が発生した時には、まず「自らの命と家族の身は自らで守る（自助）」、そして「地域は地域の住民で守る（共助）」を基本に活動することが重要です。

川辺町としても、定期的に防災訓練を実施したり、防災知識の普及を図ったり、防災意識の高揚を進めたりするとともに、町民による自主防災組織の設立促進や拡充に向けて、積極的に支援を行います。

また、事業所は、地域コミュニティの構成員であるという意識のもと、日頃から、防災対策に積極的に取り組むことが大切となります。また、災害への備えの一環として、また、地域への貢献や社会的責任の視点から、災害によって被害を受けた場合でも重要な事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定しておく必要があります。

町民・自主防災組織・事業所に求められる役割

	平常時	災害時
町民	<ul style="list-style-type: none"> ●建物、塀・石垣等の耐震補強や、家具の転倒防止対策 ●食料・飲料・生活必需品について最低3日分程度の備蓄 ●避難時の非常持出品の用意と置き場所の確認 ●避難場所や経路、家族間での連絡方法や集合場所の確認 ●防災訓練への参加や防災に関する知識の蓄積 ●自主防災組織への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時には、まずは自らの命と家族の安全を自らが確保 ●気象情報・警報等に関する情報収集と早めの自主的な避難
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ●自助・共助による地域防災力の向上を目指す防災体制の確立 ●防災訓練や災害図上訓練の実施 ●防災講習等による防災知識の普及・啓発、過去の災害に関する伝承 ●地域内の安全点検、防災用品の備蓄 ●災害時要援護者への配慮 ●女性の視点を取り入れた自主防災組織の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集・伝達、避難誘導 ●初期消火、救助・救出、警戒・応急活動への協力 ●避難所の管理・運営の協力
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●建物等の耐震補強や、事務機器・家具等の転倒防止対策 ●事業継続計画（BCP）の策定 ●防災訓練や従業員に対する防災教育の実施 ●災害に備えた物資の備蓄 ●地域の防災活動への協力や地域の自主防災組織との連携・役割分担・取り決め ●バックアップオフィスの確保や業務継続に必要なバックアップシステムの準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の従業員・利用者の安全確保や初期消火、救出 ●所有する施設の安全確保及び二次被害の防止 ●警戒活動や救出、避難支援等の応急対策への協力や地域社会への貢献 ●事業継続計画（BCP）に基づく事業の早期復旧

第5章 東南海・南海地震防災対策推進計画としての位置付け

第1節 東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域の指定

平成14年に制定された『東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』（平成14年7月26日法律第92号）（以下「東南海・南海法」）は、今後発生が予想されている東南海・南海地震（現南海トラフ巨大地震）に対応した地震防災対策の推進を図ることにより、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

この東南海・南海法第3条第1項の規定に基づいて、川辺町は、平成15年に東南海・南海地震の防災対策を推進する必要がある地域（以下「東南海・南海地震防災対策推進地域」）に指定されています。

また、川辺町は、複合型東海地震（東海地震、東南海地震が連動して発生した場合）において、震度5弱～5強の揺れ（参考：岐阜大学地震工学研究室、地震防災情報、中部6県域版震度・液化化危険度検索）があると予測されています。さらに、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、震度5強～6弱の揺れ（「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定公表について」平成24年8月29日の内閣府発表）があると予測されています。

第2節 川辺町地域防災計画と東南海・南海地震防災対策推進計画との対照

東南海・南海法は、第6条第1項において、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けた場合、指定行政機関及び指定公共機関は、各機関が作成する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならないとしています。

- ①避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
- ②東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

川辺町地域防災計画においては、上記①②の事項（ただし、川辺町において該当するもの）についても定めることとし、当該部分を東南海・南海地震防災対策推進計画（以下「推進計画」）と位置付けます。

また、東南海・南海法第6条第3項によると、推進計画は、国の『東南海・南海地震防災対策推進基本計画』（中央防災会議、平成16年3月）（以下「基本計画」）を基本とすることが規定されています。そのため、推進計画の策定にあたっては、上述の①②に加えて、次の事項に留意することとします。

- ③広域防災体制の確立
- ④計画的かつ早急な予防対策の推進
- ⑤東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

第6章 東海地震に関する対応

第1節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

東海地震対策については、昭和53年6月に制定された『大規模地震対策特別措置法』（昭和53年6月15日法律第73号）に基づき、大規模地震の発生が予想され、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認められる場合、内閣総理大臣が警戒宣言を発令することになっています。

川辺町は、東海地震が発生した際には、震度5弱～5強（参考：岐阜大学地震工学研究室、地震防災情報、中部6県域版震度・液状化危険度検索）の地震が予想されているため、川辺町地域防災計画においても、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合の対応について定めることとします。

第2節 東海地震に関連する情報と発表基準

東海地震に関連する情報には、以下に示すとおり、異常の発生状況に応じて「東海地震予知情報」「東海地震注意情報」「東海地震に関連する調査情報」の3種類があります。各情報は、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として、赤・黄・青の「カラーレベル」が決められています。

東海地震予知情報（カラーレベル 赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表されます。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表があります。

東海地震注意情報（カラーレベル 黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。

東海地震に関する調査情報（カラーレベル 青）

東海地震に関連する調査情報には、臨時の調査情報と定例の調査情報があります。

臨時の調査情報は、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表されます。その変化の原因についての調査の状況について発表があります。

定例の調査情報では、毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果が発表されます。

◇気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

資料集 P7

第7章 放射性物質・原子力災害への対応

第1節 川辺町としての対応

近県の原子力関連施設における原子力災害や核燃料物質運搬中の事故等により、放射性物質等が漏れ出したりすると、町民の健康・生活や経済活動に直接的かつ多大な影響・被害をもたらす可能性があります。町民の安全等を確保するためには、そのような事態を想定し、放射性物質や原子力災害に対応した防災体制の整備と防災対策を推進していく必要があります。

【近県の原子力事業所での災害への対応】

川辺町は、最寄りの原子力事業所からおおよそ100kmの距離にあり、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定、平成25年2月27日改定、以下「指針」という）の「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」（原子力施設から概ね30kmの範囲）には該当しません。そのため「岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】」（平成25年3月18日）においても、指針の目安距離を踏まえて設定された原子力災害対策重点地域の区域外です。

また、同計画では、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表、同年11月追補版公表）を踏まえて原子力災害対策強化地域（原子力災害対策重点地域に準じて原子力災害対策を強化する地域）も設定されていますが、川辺町はその区域にも含まれていません。

しかしながら、放射性物質の拡散は原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、近県の原子力事業所で災害が発生した場合に、その影響が川辺町に及ぶ可能性は否定できません。そのため、川辺町においては、県や関係機関と連携して、必要な対策を実施します。

【核燃料物質等の運搬中の事故への対応】

旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として「原災法※の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされています。

川辺町においては、上記を基本としながらも、その範囲を超えて拡散する可能性も想定し、事業者や国、県、関係機関と連携して、必要な対策を実施します。

※原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）

核燃料物質及び原子力災害への対応内容として、以下のように対応します。

①原子力防災に関わる全般的体制の確立

- ・原子力事故等に関する情報収集・共有体制の構築（原子力災害情報の集約）
- ・広域的な応援体制の構築、他自治体との応援協定等の締結
- ・岐阜県との連携等による緊急時モニタリング体制の整備（環境中の放射線量、水道等への影響、影響範囲の把握等）や放射線測定器の購入
- ・町民への情報伝達体制の整備（町民への広報方法、町民からの相談窓口の設置）
- ・県内、近県に在住する専門家による助言・支援体制の整備

②原子力災害発生時の対応体制の強化

- ・緊急時における町民の迅速かつ的確な避難体制の確立（災害時要援護者対策、流言飛語の防止、交通の確保等を含む）
- ・放射線災害に対する支援協定や緊急被ばく医療活動体制の強化（被ばく治療可能施設の事前調査の実施、放射線専門医師・技師の派遣等必要な放射線対策手順の整備、ヨウ素剤の備蓄方法検討）
- ・必要物資、食料、飲料水等の備蓄
- ・農作物等への影響調査・検査体制の整備（生産者、関連機関との連携）、風評被害対策
- ・放射性物質の除去・除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する対策の検討
- ・原子力災害の特殊性を勘案した町民等への的確な情報伝達

③原子力災害を想定した訓練・教育活動の推進

- ・県との連携による原子力災害を想定した防災訓練の実施（災害応急体制の設置運営訓練、緊急時情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練）
- ・原子力防災教育の実施

第8章 他地域での大規模災害への対応

第1節 川辺町としての対応

他地域において、甚大な人的・物的被害を与える震災や風水害等の災害が発生した場合には、当該災害に関わる情報収集に努めるとともに、被災市町村のニーズを踏まえつつ、積極的な支援を行うこととします。

第2節 支援内容

被災地の状況及び要請に応じ、以下のような支援を行います。

- ① 救援物資の送付
- ② 職員の応援・派遣
- ③ 被災者の受け入れ
- ④ その他の支援